

## 1.2. 災害時要配慮者対策

### (1) 個別避難計画の作成

災害時の避難や避難生活において配慮が必要な方（高齢者、障害者、難病の人、乳幼児、妊産婦など）を「災害時要配慮者」としている。

平成23年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。また、消防職員、消防団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえて、実効性のある避難支援が行われるよう、平成25年6月に、災害対策基本法の一部が下記のとおり改正された。

①災害時に1人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿作成が市町村に義務付けられた。

②避難行動要支援者本人から同意を得られた名簿は、平常時から災害に備えて地域の避難支援関係者に提供されることとなった。

さらに、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じた個別避難計画の作成が市町村の努力義務化された。

避難行動要支援者から名簿提供等の同意を取得することや、個別避難計画作成、計画に基づいた訓練の実施に取り組む市町村を支援している。

#### ●県内の状況（R5.3月末時点）

- ・避難行動要支援者数 37,066人
  - ・計画作成の優先度が高い避難行動要支援者数 13,050人
  - ・地域への名簿提供の同意者数（優先度が高い方） 8,623人
  - ・個別避難計画作成者数（優先度が高い方） 4,662人
- （名簿提供同意者に対する計画作成率 54.1% (4,662/8,623)）

### (2) 福祉避難所の設置及び充実

避難生活に配慮が必要な災害時要配慮者のため、バリアフリー化されたトイレやベッドなどが整備された「福祉避難所」が市町村により指定されている。

社会福祉施設など、元々要配慮者の利用を想定した施設を中心に指定がされているが、福祉避難所受入想定者数に対して不足している状況である。

そのため、一般的の避難所で要配慮者を受け入れられるよう、要配慮者の特性に応じたスペースや資機材の整備を進めている。

●県内の状況（R 5. 3月末時点）

- ・指定状況 243施設（10,496人分 介助者を含む）

(3) 災害派遣福祉チームの養成及び体制の充実

避難所に避難した災害時要配慮者が、避難生活の中で体調を崩してしまう場合が想定される。このため、避難所において福祉ニーズに対応する高知県災害派遣福祉チーム（高知県D W A T）が令和2年12月に発足した。

高知県D W A Tは、日ごろ社会福祉施設で勤務されている福祉専門職等により構成されており、毎年隊員を養成するとともに、発災時の実効性を確保するため、研修や訓練により体制の充実を図っている。

●県内の状況（R 5. 3月末時点）

- ・高知県災害派遣福祉チーム員数 121人